

ルソーの政治制度論とジュネーヴ

——『山からの手紙』を中心に——

はじめに

ルソーは、人民主権を核とする自らの政治原理を、具体的な政治制度のなかでどのように具現化しようとしたのであろうか。

たとえば、ルソーは『社会契約論』(一七六二年)において、その第一篇と第二篇で基本的政治原理を提起し、その第三篇と第四篇では、そうした原理に立脚しつつ政治制度上の理想を提起したと一般的には言うことができよう。しかし、果たしてそこでは、政治原理と政治制度とのあいだに何の矛盾も存在していないのであろうか。また、もし何らかの矛盾が存在するとすれば、それはど

のように解釈すべきであらうか。

これらの疑問を解決するには、単にルソーの政治原理を分析し、それを学説史的に位置づけるだけでは十分ではない。ルソーの政治制度論そのものに光をあてることによって、その政治理論全体の構造や特質を明らかにすることが是非とも必要であらう。こうした観点から、本稿ではルソーの政治制度論、とくに「人民集会」(Assemblée Populaire)の機能と形態に関するルソーの見解およびその展開に着目することにする。なぜならば、ルソーにおいて人民集会こそ、主権者である市民が人民主権の実体的要素である立法権を行使するための、最も重要な政治制度だからである。

岡 本 比 呂 志

一 ルソーと人民集会

ルソーが初めて人民集会について言及したのは、『政治経済論』(一七五五年)においてであった。この論文はルソーが初めて、「一般意志」(volonté générale)の概念を定式化したことでも有名であるが、ここでルソーはどのようにして一般意志は認識されるかという問題と関連して、人民集会の問題にふれている。

しかし、人民集会に関するルソーの見解は、未だ消極的なものであった。つまり、「国民全体を集合させる必要は少ない」というのが、ルソーの結論であったが、その根拠は以下の三点に要約される。⁽²⁾

その第一は、人民集会の意志は必ずしも一般意志の表現ではないという点である。なぜなら、人民が何らかの理由で欺かれ、人民自身の利益ではなく一部の人々の特殊利益を選択してしまうことがあるからである。第二の理由は、人民が集会をもつということは大国家において是不可能だという点である。そして第三は、政府が良い意図をもっている場合には、一般意志の認識はほとんど必要がなくなるという点である。ルソーがここで言

う「良い意図をもった」政府とは、人民と首長のあいだで利益および意志の統一が支配している「人民的な公経済」(économie publique populaire)を指すものであり、政府と人民が異なった利害をもつ「専制的な公経済」(économie publique tyrannique)を意味するものではない。しかし、ルソーが、『社会契約論』では人民にのみ帰属させていた一般意志を、『政治経済論』ではたとえ条件つきではあれ、その決定を政府に委ねているという事実は注目すべきであろう。

ところが、『人間不平等起源論』(一七五五年)の巻頭に掲載された、ジュネーヴ共和国への『献辞』において、ルソーは初めて人民集会を政治社会における重要な政治制度として位置づけたのであった。

ルソーはこの献辞において、祖国ジュネーヴに対する直接的な讃辞とともに、自らの理想的国家像を提示しつつ、それをジュネーヴと重ね合わせるというレトリックによって、祖国讃美の効果を一層高めている。ルソーが描く理想的国家像は、市民相互が愛情という絆で結ばれ、主権者と人民が同一の利害をもつ小国家であった。ルソーはこれを「適度に穏健な民主主義の政体」(un gouve-

nement démocratique, sagement tempéré)と呼んだのである。

ところで、この民主政体は、全市民が主権者であるがゆえに「立法権」が全市民に共有されている国家であることは言うまでもない。しかし、そこでは、人民が法案を自ら提出するという意味での「立法発議権」は、はっきりと否定されていることに注意しなければならぬ。ルソーはアテナやローマの例をひきながら、「単なる市民」が立法権を占有するという制度が全く不条理であると断じている。そして、人民に対して否定された立法発議権は、行政官に帰属すべきものとされる。なぜなら、国家の首長や国家の保全に最も関心をもつ人が、国家の安全に関わる法律を提案することは理にかなっているからである。

しかしながら、人民にはあくまで、行政官が提出した法律案を最終的に承認するか否かという重要な権限が残されており、これこそ人民の立法権を実質的に構成するものである。また、人民の立法権は人民集会において行使されるわけであるが、人民集会は定期的開催を必ずしも必要としない。なぜなら、法律は「神聖かつ尊敬すべ

きもの」であるが、もし人民集会が頻繁に開かれて法律が日々変わるようであれば、人民はやがて法律を軽蔑し古い慣習を無視することに慣れてしまうとルソーは考へるのである。

このように、『献辞』においてルソーは、人民主権と人民の立法権、およびそれらを実質的なものとするための人民集会を初めて提示したのである。そしてこのことは、『献辞』が後の『社会契約論』にもつながる重要な内容をもっていることを示すものであろう。

政治体の設立とその維持にとって、人民の集会が決定的に重要な役割を果たすことになるのは『社会契約論』(一七六二年)である。

まず、各人が社会契約によって政治体を設立するさい、人民集会はいかなる役割を果たすのであろうか。もちろん、未だ政治体そのものが設立されていない時点では、政治制度としての人民集会も存立しえない。しかし、ルソーによれば、社会契約、すなわち政治体を設立する結社行為とは「人民が人民となる行為」に他ならず、これは全員一致を前提とする人民の集会によって行われる。

社会契約によって政治体が設立されると、今度は政府の設立が問題となる。ルソーによれば、政府の設立は「法の制定」(l'établissement de la loi)と「法の執行」(l'exécution de la loi)という二つの複合的行為によって行われる。つまり、まず人民は法の制定により、いかなる形態の政府を設立すべきかを定める。これは、社会契約により主権者となった人民による主権の行使に他ならない。次に、人民は設立された政府を委ねるべき首長たちを任命する。しかし、この任命という行為は個別的对象に向うから、これは主権の行使ではなく、法を執行する政府の行為である。ところで、政府が存在する以前にどうして政府の行為がありうるのであろうか。ルソーの答は明快である。すなわち、人民は政府設立以前に自ら政府の働きをすることによって、主権者としてではなく、民主政の行政官として行政に参加するのである。ルソーはこれを、「主権の民主政へのすみやかな転換」(une conversion subite de la Souveraineté en Démocratie)と呼んでいる。

このように、政府設立行為は、そのいずれにおいても人民の集会によって行われたのである。但し、政府の形

態を定める政体法の制定は主権者としての人民集会において行われたのに対して、政府の行政官の任命は政府としての人民集会においてであったという点で、両者は区別されるのである。

政府が設立されたのち、いかにして政治体は維持されるか、これが次の問題である。ルソーによれば、政府は主権者から行政権を委託され、それを主権者の名において行使する団体であり、政治体にとって欠くべからざるものである。しかし、他方で政府は、政治体そのものを弱める傾向をもあわせもっている。これは、政府が一般意志に反する特殊意志をもっているからであり、特殊意志は一般意志をしないで圧倒し、ついには政府が主権を篡奪し政治体の死を招くことになる。しかし、そうであるがゆえに、政治体とその生命の根源である主権をいかにして維持するかが探究されなければならない。

ルソーによれば、主権を維持するための最も有力な政治制度も、他ならぬ人民集会であり、これには定期的な集会と臨時的な集会とがある。「臨時集会」(les assemblées extraordinaires)は不測の事態に対して緊急に処するためのものであるが、他方、「定例の定期的な集

会」(Les assemblées de fixes et de périodique)は定められた日に人民が法に基づいて正規に召集される集會である。このうち、後者の集會は単に主権者の立法権行使という目的をもつだけではない。むしろ、それは政府が主権を篡奪するという不幸を予防すること、すなわち社会契約の維持を主な目的とするのである。したがって、この定期集會は開會にあたって、必ず二つの議案が提出され、別々に投票に付されなければならないとされる。つまり、第一の議案は「主権者は、政府の現在の形態を保持することを良しとするか」であり、第二は「人民は、現に統治を委ねている人々に今後もそれを委ねることを良しとするか」⁽⁵⁾である。

ところで、この人民集會において、政府と人民の関係はいかなるものになるのであろうか。ルソーによれば、人民が集會をもっているあいだは政府はその機能を停止することになる。なぜなら、「代表される者」(Le Représenté) すなわち人民が自ら出席しているところには、もはや「代表者」(Le Représentant) つまり政府は存在する必要がないからである。したがって、人民集會において、政府はそれまで行ってきた全活動が総点検され、

それが人民の一般意志から逸脱してはいないかどうか人民自身によって再評価されるのである。こうして、人民集會は政府の横暴を抑止し、政治体を維持するという重要な役割を果たすことになる。ルソーが人民集會を「政治体の楯」(Téride du corps politique)であり、「政府の足枷」(Le frein du gouvernement)でもあるとするのは、このような意味においてである。

他方、ルソーはこのような人民集會の理論的考察にとどまらず、その歴史的事例をあげて論じてもいる。それは『社会契約論』の第四篇第四章の「ローマの民会について」(Des Conices Romains)と題する長い章である。本稿ではこの章を詳しく分析する余裕はないが、以下二点だけ指摘しておこう。

まず第一に、ルソーが古代ローマの民会をとりあげたのは何故かという点である。おそらくは、『社会契約論』の前半で論じられた人民の集會が単なる政治原理にとどまらず、現実の政治制度としても可能であるということをもルソーは証明したからであると考えられる。第二は、ローマの民会は集會が組織される三つの形態に比べて、クリアの民会、地区(トリプス)の民会、ケント

ウリアの民会に区別されていたが、ルソーは三つの民会のうち、最も貴族的であるケントウリアの民会を最も評価していたのである。他の二つの民会はより民主政的ではあるが、あまりにも下層民の意向に左右されるといふ弱点をもっていたからである。ローマの人民が、民会において、政府の最も重要ないくつかの職能をわがものとしていたことを、ルソーは必ずしも評価していなかったと言えよう。

二 『山からの手紙』とジュネーヴ総評議会

『社会契約論』で人民主権論とそれに基づく政治制度を提起したルソーの理論は、その後どのような展開を見せたのであろうか。『社会契約論』出版直後、期せずしてルソーの政治理論は現実政治と切り結ぶことを余儀なくされるに至った。ジュネーヴ政府による『エミール』『社会契約論』の断罪とそれに対するルソーの反論がそれである。たしかにそれは、ルソー個人にとっては大きな不幸ではあったが、ルソーの政治理論とくにその政治制度論とその展開を知るうえでは、またとない資料をわれわれに提供してくれるのである。

パリ高等法院が『エミール』の有罪宣告と著者の逮捕を命じてから十日後の一七六二年六月一日、ジュネーヴ政府は『エミール』と『社会契約論』の両著作がジュネーヴの宗教と政治制度を動揺させるものであることを理由に、その焚書宣言を行い著者の逮捕命令を発した。もちろん、これはルソーにとって正に青天の霹靂であった。『社会契約論』は「ジュネーヴを政治制度のモデルにとりあげ、手本としてヨーロッパに示した」もののであるのに、それが当のジュネーヴ政府によって断罪されようとは、ルソーには思いもよらぬことであった。

ルソーは、一七六二年の年末にかけて、とりあえず自らの宗教的見解を弁明する書を執筆した。これが一七六三年三月に出版された『クリストフ・ド・ボーモンへの手紙』*Lettre à Christophe de Beaumont* である。しかし、ジュネーヴの市民階級はルソーが期待したようには動きを示さなかった。祖国で公に名譽を汚されたルソーが、このことよってさらに失望を深めたのは無理からぬことであった。こうしてルソーは、ついにジュネーヴ市民権の放棄を決意し、一七六三年五月十二日付の手紙でその旨を市長に通告した。一七五四年八月にルソーが

市民権を得て以来、九年ぶりのことであった。

しかし、こうした状況の下、ようやく市民階級にも動きが出始めた。市民階級の指導者ド・リュック De Lucをはじめとする市民有志が市長に意見書を提出し、ジュネーヴ政府＝小評議会 (Petit Conseil) によるルソー断罪の違法性を主張したのである。また、彼らは小評議会と市民の主張のいづれが正しいかを決するため、総評議会の開催を要求した。これに対し、小評議会は「総評議会」(Conseil général) の開催を拒否し、小評議会に提出された市民の意見をも退けたのである。こうして、「意見提出権」(droit de représentation) を主張する市民側と、提出意見の可否を決するのは政府の権限であるとして「拒否権」(droit négatif) を主張する小評議会側とは真向うから対立することになった。

折しも、一七六三年九月、小評議会の立場から市民側の主張を全面的に論駁した匿名の冊子『野からの手紙』*Lettres de la Campagne* が現われた。これは実質的には、検事総長ジャン・ロベール・トロンシャン Jean Robert Tronchin によって執筆されたものであり、小評議会およびそれを構成する貴族にとっては、市民の側を

攻撃する有力な武器となったのである。これに対して市民の側は、ルソーこそトロンシャンに反論を加えうる唯一の人であると彼に反論の執筆を促し、ジュネーヴの歴史と基本法に関する豊富な情報を彼に提供した。トロンシャンに対する反駁の書、『山からの手紙』*Lettres écrites de la Montagne* はこうした状況の下で執筆され、翌一七六四年十二月十八日にジュネーヴに現われたのである。

『山からの手紙』は二部に分かれている。最初の六通の手紙からなる第一部は、小評議会の断罪に対する自己弁護と『エミール』の「サヴォア助任司祭の信仰告白」の弁明を中心に、主として宗教の問題が扱われている。残り三通からなる第二部では、ジュネーヴの政治、とくに総評議会と市民の権利をめぐる争われてきた貴族と市民階級の歴史的闘争に対し、ルソー自身が政治的判定を下そうとするものであった。『社会契約論』の著者が自らの主張した政治原理と関連させつつ、ジュネーヴの政治制度とそれをめぐる闘争をどのように捉えていたのかを、以下主に第二部に即して検討してみよう。

『山からの手紙』—「第七の手紙」において、ルソーはジュネーヴ共和国が本来いかに「自由」(libre)であったか、また現状においてはいかに「隷属的」(servile)であるかという指摘から論を始めている。ルソーはその原因を、本来あるべき主権が麻痺させられていることに求める。

ルソーがジュネーヴ共和国における主権者であると信じて疑わなかったのは、「市民」(citoyen)と「町民」(bourgeois)であり、彼らによって構成される人民集会、すなわち「総評議会」(Conseil général)であった。その構成人員は、ジュネーヴ市の総人口およそ二万五千人のうち千五百人以下の人数にすぎなかった。しかし、ルソーによれば、総評議会こそ主権者であり、他のいっさいのものに生命と力を与える「生ける憲法」(la Loi vivante et fondamentale)なのである。

ところが、現実の総評議会はどうであろうか。ルソーによれば、主権者と法に従属するはずの政府II小評議会が実際は法の上に存在し、好きなように法を操っている。しかも、たとえ政府が法を犯そうとしても総評議会にはそれを阻止する力がない。要するに、主権が本来主権者

であるはずの総評議会には存在せず、主権者の代理人にすぎない政府に事実上あることが問題なのである。

「小評議会」(Petit Conseil)と「大評議会」(Grand Conseil)という市の主要な行政機関を通して市政を支配することができた一部の市民は「貴族」(patricien)と呼ばれていたが、彼らによる弾圧を身をもって経験したルソーは、彼らの横暴を断じて許すことはできなかった。

他方、貴族に属することができない市民と町民全体を合わせたものは「市民階級」(bourgeoisie)と呼ばれており、ルソーが支持したのは彼らの政治的立場であったことは言うまでもない。市民と町民以外のジュネーヴ人、すなわち「居住民」(habitants)、「出生民」(natis)、「臣民」(sujets)と呼ばれる人々は、ジュネーヴ人の圧倒的多数を占めていたにもかかわらず、政治的権利を全くもつことができなかったために、政治階級を形成することはなかった。したがって、ジュネーヴの政治史は、貴族と市民階級という二つの階級の対立を軸にして展開されてきたのであり、ルソーとその著作をめぐる政治的対立も、正しく両者間の闘争の一環であったと言える。

ところで、ルソーが総評議会の主権をあくまで主張す

ることができたとすれば、それはどのような論理によつてであらうか。一七三八年五月三日のジュネーヴ総評議會で批准された『ジュネーヴ共和国の混乱を收拾するための卓越せる調停決定』は、たしかにジュネーヴの基本法の重要な部分をなすものであった。しかし、それには重大な欠陥が含まれていたのである。ルソーによれば、『調停決定』には主権の規定が存在しない。また、その第三条は総評議會の権限として、立法・主要な行政官の選挙・課税権などを規定しているが、このように権限が特定化されることによって逆に権限が制限されてしまう。これは、本来何ものにも制限されえないという主権の本質に反するものである。さらに、その第五条と第六条は、総評議會に諮られる議案はすべて、予め大・小評議會に諮られ同意を受けたもので、なおかつ市長および大・小評議會のみが提案権をもつと規定している。これにより、総評議會は下級の諸評議會に事実上従属することになるのである。しかし、それにもかかわらず、ルソーは総評議會がジュネーヴ共和国の主権者であるという確信を捨ててはなかつた。

『山からの手紙』―「第八の手紙」は、そうした確信

の根拠として、ルソーは「意見提出権」(representation)を提示し、その重要な意義と役割を説くのである。

ルソーによれば、主権者が主権を行使する仕方には二通りある。第一は、主権者が総評議會において、正式に発言し一票を投じること、すなわち立法権の行使である。第二は、主権者がつねに法律の施行、すなわち行政権を監視することである。主権者は総評議會に結集しているときだけ主権者ではなく、総評議會の外でもやはり主権者であり続けている。ところで、こうした主権者の二つの責務のうち、前者すなわち立法者としての職務はもはや必要ではない。なぜなら、すでにジュネーヴの国制は定まり、安定した形をとっているからである。したがって、もし法を変えようとする動きがあれば、それを阻止する小評議會の拒否権はむしろ当然であり、この意味での拒否権は「共和国の支柱」でさえある。他方、主権者の責務の後者、すなわち行政を監視する権利から意見提出権が生じてくる。ルソーは、これこそがジュネーヴの政体の様々な欠陥を補い、人民主権を実質的なものにするきわめて重要な権利であると捉えていた。ジュネーヴの国制はすでに完成しており、あとはそれが変質し

ないようにすることが問題だからである。ルソーが意見提出権の論拠としたのは『調停決定』の以下の規定である。

「市民と町民は、一七〇七年五月二六日の布告に従い、彼らが国家の利益に適すると判断する場合、市長あるいは検事総長に対し、その意見を提出する権利を有するものとする。但し、あらゆる強行手段の使用はこれを固く禁止、その場合には必要な処罰を行うものとする」(『調停決定』第七条)。

したがって、もしこの意見提出行為が「法律に何らかの変更を加えるもの」であれば、その意見を最終的に処理する権限を大・小評議長に帰属させるべきだとルソーは考える。なぜなら、その提案が公益に役立つか否かを判断するのは政府に委せるべきであり、また一般的に法律の変更は、利点よりも危険性の方がつねに大きいからである。しかも、政府と法律の基礎がすでに固まっている国家、とくに少しの動揺があってもその崩壊につながるりかねない小さな共和国においては、法律の変更はなおさら危険を伴うのである。ルソーが人民の立法発議権を認めなかったのは、ジュネーヴへの『献辞』以来、『社

会契約論』をも含めた一貫した論点である。『山からの手紙』においては、市民の立法発議権はむしろのこと、市民の立法に関する意見提出行為まで否定されていることに注意しなければならない。他方、意見提出行為が「法律の侵害を償うもの」である場合、事態は全く異なってくる。この場合、法律の改革ではなく法律の改革を防ぐこと、つまり従来の法律を維持することが問題となるからである。もしも法律が侵害されていたり法律が歪められて解釈されていた場合、主権者は従来の法律を維持するために、意見を政府に提出することになる。これは主権者としての権利であると同時に義務でもある。したがって、このような目的をもつ意見提出行為に対しては、政府といえども拒否権を発動することはできない。もしも小評議会が勝手に法律を解釈することができるとすれば、もはや国家には小評議会の意志以外のいかなる法も存在しないことになる。しかし、もし政府が、提出された意見に明白な根拠があるのにそれを採用しない場合、あるいは逆に提出意見そのものが必ずしも十分な明証性をもたない場合、最終的に決着をつけるのは人民の一般意志なのである。ルソーは以上のような論拠により、

意見提出権の正当性を主張したのである。

では、意見提出行為はどのような方法で行われるのであろうか。政府が提出意見を受理し、その意見を妥当であると認めれば何も問題はない。提出意見が政府の見解として採用されるからである。問題は、提出意見の是非をめぐり主権者の判断が必要となる場合である。ルソーはこの場合、二つの方法を提示している。第一は、市民の代表者たちを通じて討議させる方法である。それは、市を構成する各地区ごとに集会をもち、人民集会に代るこの「部分的集会」(assemblies partielles)を通じて市民全体の意志を確認する方法である。たとえば、各地区の集会は多数決によって、提出意見を支持するか否かの判断を彼らの代表者を通じて表明することになる。そして、これらの「部分的集会」での決定を彼らの代表者が表明することによって、市民全体すなわち国家の意志がどこにあるかを知ることができるのである。この「部分的集会」は立法者としての集会ではないので、『社会契約論』の人民集会と単純に比較することはできない。しかし、ルソーが政治制度として、代表制そのものを全面的に否定したのではないということは大変興味深い。

提出意見の是非を検討する第二の方法は、定例の総評議会を復活させ、ここで会議と会議とのあいだの期間に提出された意見を取り扱うということである。この会議は立法者としての集会ではなく、したがっていかなる立法や改革も行うことができない。この会議の目的は、あくまで法律が守られているかどうかを判断することであり、その行為はあくまで最高行政官としてのそれである。ルソーは、このような目的をもつ定例の総評議会は、かつてのジュネーヴに慣行として存在していたものであり、けっして非現実的なものではないと力説するのである。

三 ジュネーヴ総評議会とイギリス議会

ルソーは『山からの手紙』の最終章すなわち「第九の手紙」において、ジュネーヴの総評議会とイギリス議会との注目すべき比較検討を行っている。これは、トロンシャンが『野からの手紙』のなかで、イギリスの政体論を持ち出し、それを挺にジュネーヴの政体を美化しようとしたことに対する、ルソーの反論である。トロンシャンの論点はルソーに従えば次の三点にまとめることができよう。①イギリス国王の行政権はジュネーヴ政府のそ

れより強大である。②イギリス国王の拒否権はジュネーヴ政府の拒否権と類似している。③ジュネーヴ政府はイギリス政府と同様、立法権を不要なものとすることはできないし、両者はともに基本法を擁護することに関心をもっている。

まず第一の点であるが、トロンシャンの意図は、イギリス国王の行政権の強大さを強調することによって、ジュネーヴ小評議会の行政権の強大さを隠蔽しようとすることにあった。これに対してルソーは、小評議会の権力はあらゆる点で絶対的であり、その意味でイギリス国王の行政権よりもはるかに強大であると真向うから反論する。ルソーによれば、イギリス国王が強大な大権を持っていることは事実である。しかし、このことから直ちに、国王が法に背くような権力の乱用を行うと考えるのは早計である。なぜなら、国王の大権は法を犯すためにあるのではなく、反対に法を守るためにあるからである。国王といえども、法に背く権限は全くない。もし、国王があえて法に背いたとしても、誰も彼に服従しないばかりか、国王自身の行動は調べられ、違反は直ちに摘発されるであらう。しかも、イギリス人なら誰でも法の保護の

下に王権を告発することができ、国王には自らを弁護する権利は存在しないのである。これに対して、ジュネーヴ小評議会はどうであらうか。それは、絶対的な権力、すなわち総評議会の召集権、逮捕・拘禁の権力、裁判権および処罰権など、本来大臣、君主、訴訟当事者、裁判官などがもつべき権限をあわせもっている。さらにルソーは、イギリスとジュネーヴにおける二つの事件を対比することによって、イギリスにおいてはいかに言論の自由が保証されているか、また反対にジュネーヴにおいてはこれがいかに保証されていないかを浮彫りにしている。

第二に、トロンシャンは、イギリス国王の拒否権がジュネーヴ小評議会のそれと類似していると主張したが、ルソーはこの議論が、前者によって後者を正当化するものであると反論する。ルソーによれば、イギリス国王の拒否権には二つの権限がある。第一は、議会の召集および解散権である。第二は、立法拒否権である。つまり、国王に提案される立法を国王自身が拒否できるのである。しかし、この拒否権はいくつかの重要な制限が課せられている。たとえば、国王が犯す法律違反を立法院(議会)が認定するのを、国王の拒否権は妨げることではでき

ない。つまり、拒否権は法を超越して存在するものではなく、法に従属して存在する権限なのである。また、国王の拒否権は両院が召集されると、その権威によって緩和される。両院の各々は、法律ならびに政府のいっさいの問題について提案し検討を加えるだけでなく、行政権の一部を行使することもできる。しかも、下院は公衆の苦情を聞き入れ、法律の侵犯を認定する。上院も刑事問題とりわけ国事犯に関する問題の最高裁判官を務めるのである。他方、ジュネーヴ政府の拒否権は、イギリス国王のそのように様々な制限を受けてはいない。ルソーはこの拒否権を、「第九の手紙」において「実際は最も肯定的な権利」(droit positif)であると表現している。その意味するところは、この拒否権によって小評議会は、国家とあらゆる法律の唯一の直接かつ絶対的支配者となるということである。反対に、真の意味における意見提出権こそが、本来「否定的権利」(droit négatif)とよばれてしかるべきなのである。

第三に、トロンシャンは、ジュネーヴ政府もイギリス政府と同様、立法権を無視することができず、両者はともに基本法を擁護することになるだろうと主張した。こ

れに対してルソーは、イギリスでは政府と立法府とのバランスがとれているのは事実だとしても、ジュネーヴの場合はバランスとはほど遠く、立法権は行政権に完全に従属しているとして反駁するが、その論点は、以下の三点に要約されよう。①まず、政府の基本法に対する態度である。イギリスの国王は基本法に忠実であるが、それはイギリスの現体制が国王の利益を保証しているからである。しかし、これは人民の利益にもつながっている。

なぜなら、イギリスでは、法は国王に良いことをするためにのみ大きな権限を与えているからである。これに対して、ジュネーヴの為政者は、ジュネーヴの国家制度を彼らの篡奪の道具として利用しようとしており、必要であればいつでも国家制度を根本的に変えることができる。と確信している。②次に、政府が立法府にどの程度依存しているかという点である。イギリスの国王は、法律の更新などの必要から議會を召集せざるをえず、この点で議會に依存している。他方、ジュネーヴの政府は法律の上に位置し、新しい法律を全く必要としないので、立法府は総評議會から完全に自立している。③最後は、政府とその官吏との関係である。イギリス国王が立法者を部

分的に買収できるというのは確かであるが、買収は自由が存在する証拠でもある。ジュネーヴの小評議は自らの力によって、あるいは大評議会を通して公職を自由にすることができるので、買収という手段すらほとんど必要としない。また、イギリスの歴史には、君主が法を犯そうとしたさい、朝臣が君主に抵抗した事例が無数に存在する。しかし、ジュネーヴでは、国家の官吏はもはや市民ではなく、小評議会の奴隷にしかすぎないのである。

以上見てきたように、ルソーのトロンシャンに対する反論の中心は、ジュネーヴの政体がイギリスのようにフランスがとれているというのは全くの誤りであり、ジュネーヴ政府の権限はイギリス国王の権限よりもはるかに強く、また人民の利益に反するものであるという点にあったと言えよう。ここでわれわれにとって興味深いことは、ルソーがイギリスの政体を非常に高く評価していたということである。しかし、これは一見奇異に感じられるかもしれない。というのは、ルソーは『社会契約論』において、イギリス議会在象徴されるイギリス人民の自由を全くの幻想として、痛烈に批判していたからである。

「イギリス人民は、自分たちを自由だと思っているが、それは大まちがいである。彼らが自由なのは議員を選挙するあいだだけのことで、議員が選ばれてしまうと彼らは奴隷となり無に帰してしまふ。自由であるこの短い期間に彼らが自由をどう用いているかを見れば、自由を失うのも当然と思われる」⁽¹²⁾。

このように、『社会契約論』では批判的となったイギリスの政体が、なぜ『山からの手紙』においては評価されるようになったのであろうか。たしかに、その理由を『山からの手紙』の論争的性格に求めることもできよう。ルソーの主眼がジュネーヴ政府の横暴を批判することにあつたのであるから、それと対比されるイギリス政体が必要以上に美化したと解釈することもけつして不可能ではない。しかし、ルソーの政体論を論争のための単なるレトリックと捉えることには、すこし無理があるように思える。やはり、抽象的な政治原理を論じた『社会契約論』と、具体的な論争を通して現実政治を論じた『山からの手紙』とのあいだに、ある種の「断層」を読み取る方がむしろ自然ではなからうか。しかし、他方、ジュネーヴの政体を「モデル」とした『社会契約

論』とジュネーヴの政体そのものを論じた『山からの手紙』には、いくつかの重要な共通点が見られる。したがって、両著作におけるルソーの論点の異同を、どのような観点から捉えるかが重要になってくるのである。

四 ルソーと現実政治

ジュネーヴの政体および基本法のいくつかの特徴が『社会契約論』、とくに第三篇の政治制度論に大きな影響を与えたのは明らかである。『社会契約論』の前半、すなわち第一篇と第二篇においては、主権の不可分性・不可譲渡性という原理から、立法権と執行権の分離および後者の前者への従属という原理が導き出されたが、第三篇においては、むしろ政府の執行権の独自の機能が強調されている。そしてここから、人民の立法発議権への反対および立法権と執行権との協力の必要性、また、政府による主権篡奪を防ぐための人民集会の開催などが主張されるが、これらはすでに見たように、ジュネーヴの基本法の特徴でもあったのである。ルソーが『山からの手紙』において、意見提出権さえ否定されなければ、ジュネーヴの政府は「すべての部分が相互にバランスを保ち、

完全な均衡状態 (un parfait équilibre) にある政府⁽¹³⁾であると確信したのも、『社会契約論』の前半部よりもむしろ第三篇のコンテクストにおいて初めて理解されよう。すなわち、ルソーのこの文言は、一見するとピュルラマキ Jean Jacques Burlamaqui (一六九四—一七八四) の権力均衡論に近いようにもとれる。しかし、『社会契約論』においても、第二篇第二章で主権の分割不能性が説かれる一方、第三篇第七章ではあるときには「政府の分割⁽¹⁴⁾が必要になるとも説かれているのである。

ところで、『社会契約論』と『山からの手紙』の両著作には、大きな相違点も存在している。先に見たイギリス政体に対する評価の違いもさることながら、「自由」の政治的意義に関する評価の違いもきわめて注目すべき点である。

『社会契約論』において、ルソーが政治的國家の理念の中心に「自由」を据えたのは、あまりにも有名である。すなわち、社会契約の目的は「各人がすべての人と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前と同じように自由である⁽¹⁵⁾」ことにあり、また「あらゆる立法の体系的究極目的」は「自由と平等とに帰する⁽¹⁶⁾」

とされていた。

ところが、『山からの手紙』の著者にとって、自由は必ずしも政治の究極目標ではなかった。ルソーは、当時のジュネーヴの分裂した政治状況においては、政治の目的は平和と安全を擁護することであり、町民にとっては、「自由さえも、無事に獲得し、安全に所有するための手段にすぎない」と言い切っている。彼が当時最も恐れていたのは、ジュネーヴにおける政治的対立が内紛、さらには無政府状態へと発展することであった。小国であり、かつ市民と町民の中心をなす市民階級が主として商業を営んでいるジュネーヴにとって、無政府状態は文字通り致命的な危機をもたらすことになるからである。『社会契約論』で市民の自由をあれほど強調したルソー自身が、『山からの手紙』で自由よりもむしろ平和と安全を上位に位置づけたということは、ある意味では意外である。しかし、ジュネーヴの現実政治に直面したルソーが、「今、ジュネーヴとその市民階級にとって何が最も大切か」という観点から、きわめて現実的な対応を行ったということは興味深い事実である。ルソーは、『山からの手紙』を終えるにあたって、自らの政治的主張をジュネ

ーヴで貫き通すことよりも、むしろ自らが祖国を去るべきであり、またそうすることが祖国に対してなしうる自分の最後の務めであると述べている。ルソー自身、それが祖国の平和にとってより望ましいと判断したからであった。われわれはここにも、ルソーの祖国ジュネーヴに対する深い愛情を見出すとともに、その現実的政治感覚の鋭さに改めて驚かされる。この意味において、『山からの手紙』は単なる自己弁護の書ではない。ルソー自身、「この『山からの手紙』の」議論は私の自己弁護であると同時にあなたがた(ジュネーヴ市民)の法律の弁護でもある⁽¹⁸⁾と言明しているように、祖国の政治に対する並々ならぬ使命感をわれわれはそこに看取することができるのである。

ルソーはジュネーヴの政治を論じるさい、『社会契約論』で主張した政治原理をジュネーヴに機械的にあてはめるのではなく、あくまで祖国の歴史⁽¹⁹⁾と現実⁽²⁰⁾に根ざした議論を展開したのである。このことは、ルソーの思想がいかに現実的で柔軟なものであるかということを端的に物語っている。したがって、ルソーのジュネーヴ政体論を単純に『社会契約論』の延長、つまり理論の現実への

適用とだけ捉えることはできない。やはり、『社会契約論』で政治原理を論じたルソーと、ジュネーブの政体という現実政治を論じたルソーとは互いに異なる側面が見られるのである。このルソーの「二つの顔」を総合的に捉えなければ、政治思想家としてのルソーの全体像はつかむことができないであろう。

- (1) こうした観点に立った最近の研究の一つに、Richard Franklin, *Rousseau and Representation—A study of the development of his concept of political institution*, New York, 1978 をあげることができる。筆者は同著作から、ルソーの「代表制」に関する見解がどのように発展していったかという点をはじめ、いくつかの重要な示唆を受けた。
- (2) *Oeuvres complètes de J.-J. Rousseau*, Bibliothèque de la Pléiade, tome III (以下 P. III と略す) pp. 251—252. ルソーからの引用の邦訳は基本的に『ルソー全集』(白水社、全十四巻)を用いたが、訳語・訳文は必要に応じて適宜改めた。
- (3) *ibid.*, p. 112.
- (4) *ibid.*, p. 434.
- (5) *ibid.*, p. 436. なお、ジュネーブで社会契約論が断罪され、ルソーがあらゆる政府を破壊しようとするものであると非難されたのは、とくにこの一節によるものと言われている。P. III, pp. 1490—1491. 参照。

- (6) *ibid.*, p. 809.
- (7) Le Conseil General は「総会」と訳されることが多いが、小評議会や大評議会との関係からも、また単なる「総会」ではなく重要な権限をもった機関でもあることから、「総評議会」と訳した。
- (8) P. III, p. 824.
- (9) *ibid.*, pp. 1695—1696.
- (10) イギリスの政治家ジョン・ウィルクス(一七一—九七)に関する言論抑圧事件とジュネーブの一書店主バルダン所有の『エッセール』没収事件とをさす。前者において、ウィルクスは一度逮捕されたが、のちに釈放され訴訟にも勝つことができた。
- (11) P. III, p. 873.
- (12) *ibid.*, p. 430.
- (13) *ibid.*, p. 844.
- (14) *ibid.*, p. 1675. Candaux の注を参照。
- (15) *ibid.*, p. 360.
- (16) *ibid.*, p. 391.
- (17) *ibid.*, p. 881.
- (18) *ibid.*, p. 801.
- (19) ルソーがジュネーブの政体とその本質をいかなるものとして捉えていたかという問題は、当然のことながら、ルソーのジュネーブ史解釈と深く結びついている。『山からの手紙』におけるルソーの主張をより深く捉えるためにも、

その執筆の背景にあるルソーの歴史認識を知ることが必要である。幸いにも、ルソーのジュネーヴ史解釈の概要を知るうえで、貴重な資料がわれわれに残されてくる。それは *Fragments, Histoire de Genève* である。この「断片」に関する分析は稿を改めて行うことにしたい。またその主な著者 John Stephenson Spink, Jean-Jacques Rousseau et

Genève——Essai sur les idées politiques et religieuses de Rousseau dans leur relation avec la pensée genevoise au XVIII^e siècle, pour servir d'introduction aux Lettres Ecrites De La Montagne, Paris, 1934. (研究は博士的の検討を要するだろう。)

(秀明高等専科教授)